

議案第52号

西海市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

西海市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年9月4日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市印鑑条例の一部を改正する条例

西海市印鑑条例（平成17年西海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「又は漢字圏の外国人住民（本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていない者に限る。）（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）」を加える。

第7条第1項第7号中「非漢字圏」の次に「等」を加え、同条第2項中「第1号から第7号までに掲げる事項」を「の印鑑登録原票」に改める。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下この条及び次条第1項において「個人番号カード等」という。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カード等を添えて当該申請を行う場合であって、当該個人番号カード等に

係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証番号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項において同じ。）の確認を受けた場合は、印鑑登録証の提示を省略することができる。

第14条の見出し中「の申請」を「書の交付申請」に改め、同条第2項中「印鑑登録者であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、「受けた」の次に「印鑑登録」を、「当該個人番号カード」の次に「等又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「電子通信回線」を「電気通信回線」に、「を介して」を「に当該個人番号カード等又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより」に改める。

第15条の見出し中「の制限」を「書の交付」に改め、同条第1項中「よる」の次に「印鑑登録証明書の交付」を加え、「に際し」を「が適正であると認めるときは」に、「印鑑登録証を提示した者」を「当該申請をした者」に改め、「てのみ」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市印鑑条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市印鑑条例 平成17年4月1日 西海市条例第13号 第1条～第5条（略） （登録印鑑の制限） 第6条（略） 2（略） 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民又は漢字圏の外国人住民（<u>本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていない者に限る。</u>）（以下「<u>非漢字圏等の外国人住民</u>」という。）が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	西海市印鑑条例 平成17年4月1日 西海市条例第13号 第1条～第5条（略） （登録印鑑の制限） 第6条（略） 2（略） 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

新	旧
(印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録する。 (1)～(6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏等の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 前項の<u>印鑑登録原票</u>については、磁気ディスクをもって調製することができる。 第8条～第13条 (略) (<u>印鑑登録証明書の交付申請</u>) 第14条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、<u>印鑑登録証明書交付申請書</u>により申請しなければならない。<u>ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下この条及び次条第1項において「個人番号カード等」という。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カード等を添えて当該申請を</u>	(印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録する。 (1)～(6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 前項<u>第1号から第7号までに掲げる事項</u>については、磁気ディスクをもって調製することができる。 第8条～第13条 (略) (<u>印鑑登録証明の申請</u>) 第14条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、<u>印鑑登録証明書交付申請書</u>により申請しなければならない。

新	旧
行う場合であつて、当該個人番号カード等に係る暗証番号（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証番号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項において同じ。）の</u>確認を受けた場合は、<u>印鑑登録証の提示を省略することができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>個人番号カード等の交付を受けた印鑑登録者は、当該個人番号カード等又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）を利用して多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。）に当該個人番号カード等又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、</u>印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 （<u>印鑑登録証明書の交付</u>） 第15条 市長は、前条第1項の規定による<u>印鑑登録証明書の交付申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に対し</u>印鑑登録証明書を交付するものとする。 2 （略） 第16条～第19条 （略）	2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた者は、当該個人番号カードを利用して多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。）を介して、</u>印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 （<u>印鑑登録証明の制限</u>） 第15条 市長は、前条第1項の規定による申請に際し、<u>印鑑登録証を提示した者に対してのみ</u>印鑑登録証明書を交付するものとする。 2 （略） 第16条～第19条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。